

## 株 主 各 位

東京都港区南青山七丁目1番5号  
株式会社 グローバルダイニング  
代表取締役社長 長 谷 川 耕 造

### 第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第50期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】<https://www.global-dining.com/ir/>



また、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、以下の東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名（会社名）又は証券コード7625を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択の上、株主総会招集通知／株主総会資料ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。



なお、ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記もしくは電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年3月24日（金曜日）午後7時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月25日（土曜日）午前11時（受付開始 午前10時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区猿楽町11-6 サンローゼ代官山B1  
『タブローズ（TABLEAUX）』（当社店舗）  
※ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

【お知らせ】本定時株主総会において、お土産及びお飲み物等のご用意や株主懇談会の開催はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項

- 報告事項** 1 第50期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員  
会の連結計算書類監査結果報告の件  
2 第50期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

**第1号議案** 定款一部変更の件

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

### 4. 議決権の行使についてのご案内

#### (1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月24日（金曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### (2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2023年3月24日（金曜日）午後7時までにご行使ください。

以 上

- 
- (注) 1. 株主総会会場内でのマスク着用につきましては、株主様ご自身のご判断にてお願い申し上げます。当社では、血中酸素濃度が下がることによる健康被害を考慮し、当社役員及びスタッフにはマスク着用を推奨しておりませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
2. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、株主総会当日に電子提供措置事項にアクセスするための資料として、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。
4. 株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は前頁記載の当社ホームページに掲載させていただく予定です。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権のお取り扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2023年3月24日（金曜日）午後7時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。また、インターネットによつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

### 4. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切に取扱ってください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電話】0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が2021年6月16日付で施行され、上場会社において定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することが可能となりました。

当社といたしましては、感染症拡大又は大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様のご利益にも照らして適切でないと感じ、取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう変更案第13条第2項を新設するものであります。

なお、本議案による定款一部変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日から効力を生ずるものとする附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 (招集の時期) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年3月に招集するものとし、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。 (新設)	第3章 株主総会 (招集) 第13条 (現行通り)  ② 当社は、感染症拡大や大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと感じ、取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

現行定款	変更案
第8章 附則 (新設)	第8章 附則 (場所の定めのない株主総会に関する経過措置) 第4条 第13条の変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本条は、効力発生日をもって、これを削除する。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案については監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
1 再任	はせがわ こうぞう 長谷川 耕 造 (1950年3月9日生)	1973年10月 有限会社長谷川実業設立 代表取締役 1985年2月 長谷川実業株式会社(現株式会社グローバルダイニング) 代表取締役 1990年7月 グローバル インベストメント コンセプト、インク。(現グローバルダイニング、インク、オブカリフォルニア)(米国子会社) 最高経営責任者 2004年3月 当社取締役、代表執行役社長 2010年3月 当社代表取締役社長(現任) 2022年4月 グローバルダイニング、インク、オブカリフォルニア取締役(現任)	6,293,500 株	あり (注1,2)
<p>&lt;候補者とした理由&gt; 候補者は、創業者であり、長年にわたり当社の経営の先頭に立ち、強力なリーダーシップの下で当社グループの発展に貢献してきました。これまでの豊富な経営経験から培われた優れた経営手腕が今後も当社グループの企業価値向上に欠かせないことから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
2 再任	こばやし つねまろ 小林 庸磨 (1973年4月17日生)	1992年4月 株式会社ホテルクレスト入社	63,100株	なし
		1997年6月 株式会社J.Kレストランサービス入社		
1999年7月 当社入社				
2001年3月 当社代官山モンズーンカフェ ーフ				
2002年4月 当社モンズーンカフェコンセプト トシェフ				
2009年4月 当社執行役モンズーンカフェ コンセプトシェフ				
12月 当社執行役モンズーンカフェ② センターリーダー				
2010年3月 当社モンズーンカフェ②センタ ーリーダー				
10月 当社モンズーンカフェコンセ プトシェフ				
2011年8月 当社執行役員総料理長兼モン ズーンカフェコンセプトシェフ				
2012年3月 当社取締役 総料理長				
2021年3月 当社取締役 副社長（現任）				
<候補者とした理由> 候補者は、調理関連業務において豊富な業務経験と知見を有するとともに、長年に渡り総料理長として当社グループの商品開発の中心的な役割を担ってきました。2021年には副社長に就任し、営業現場全体を統括する立場となり、幹部社員のマネジメントやフロアサービスに係る業務のシステム化に注力しておりますこと、また、常に公正な立場で個人の能力をポジティブに評価することに長けていることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。				
3 再任	なかお しんたろう 中尾 慎太郎 (1978年2月12日生)	2009年11月 公認会計士試験合格	1,000株	なし
		2010年10月 当社入社 財務経理グループ勤務		
2011年10月 当社財務経理グループ チームリ ーダー				
2012年4月 当社財務経理グループ グループ リーダー				
2014年4月 当社執行役員 最高財務責任者				
2020年3月 当社取締役 最高財務責任者（現 任）				
<候補者とした理由> 候補者は、会計の専門知識を活かして財務・経理業務に従事、執行役員として最高財務責任者の経験を積みながら、綿密な業務遂行・マネジメント能力をもって財務・経理・総務・IRといった管理部門を統括し、株主・投資家・金融機関・取引先などのステークホルダーとの対話に努めてきました。取締役就任後は、コロナ禍での厳しい財政局面を乗り切ることに注力しており、今後の資本政策の立案・実現に欠かせない人材であることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
4 再任	トゥードル・ ルチアン・シルビウ (1987年3月19日生)  (注3)	<p>2006年1月 バー ワシントン (イタリア・ローマ) 入社 パリスタ兼ウェイター</p> <p>2008年5月 ホテル リベルシャトー (イタリア・ローマ) 入社 パリスタ兼ウェイター</p> <p>2010年1月 同ホテル退職</p> <p>7月 当社入社 アルバイトとして権八お台場勤務</p> <p>2011年12月 当社モンズーンカフェ舞浜勤務</p> <p>2013年3月 同店正社員登用 サービスマネージャー就任</p> <p>2014年2月 当社カフェ ラ・ボエムお台場店長</p> <p>2015年10月 当社渋谷クアリタ店長</p> <p>2016年4月 当社ラ・ボエム2店舗を統括するジュニアオペレーティングディレクター</p> <p>11月 海外外向準備のため渋谷クアリタ店長に専念</p> <p>2017年3月 グローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニア (米国子会社) へ出向 ラ・ボエム ウェストハリウッド店ゼネラルマネージャー</p> <p>2019年10月 同社1212 (twelve twelve) 店ゼネラルマネージャー</p> <p>2020年1月 同社2店舗を統括</p> <p>6月 同社最高執行責任者</p> <p>2021年3月 当社取締役</p> <p>2022年1月 当社取締役 最高マーケティング責任者 (現任)</p> <p>4月 グローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニア最高経営責任者 (現任)</p>	0株	なし
	<p>&lt;候補者とした理由&gt;</p> <p>候補者は、イタリア、日本、米国において飲食事業の経験を積み、母国語であるルーマニア語をはじめ、イタリア語、日本語、英語によるコミュニケーション能力に長けた人材であり、当社グループの企業理念の共有を軸とした人材採用・育成に情熱をもって取り組んでいることから、当社のグローバル展開には欠かせない存在であります。また、昨今のコロナ禍においては危機をチャンスに変え、赤字続きであった米国子会社の業績改善に多大な貢献をしておりますことから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

- (注)1. 長谷川耕造氏は、当社の親会社等に該当します。グローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニアは当社の子会社であり、長谷川耕造氏は同社の取締役であります。
2. 当社は、長谷川耕造氏から資金の借入をしております。
3. トゥードル・ルチアン・シルビウ氏は使用人兼務役員となる候補者であります。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告 (IV会社役員に関する事項③) に記載のとおりです。なお各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、次回更新時において、当該契約を更新又は同等の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。

以上

# 事業報告

(自 2022年1月1日)  
至 2022年12月31日)

## I 企業集団の現況

### 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、国内における行動制限の緩和や海外からの入国制限緩和など、経済活動の正常化に向けた動きが見られました。しかし一方で、世界的なサプライチェーンの混乱、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴うエネルギー価格や原材料価格の高騰、急速な円安進行などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。外食産業におきましては、来店客数に緩やかな回復の動きが見られるものの、原材料や光熱費の高騰、人件費の上昇、物価上昇による消費マインドの低下などにより厳しい状況が続いております。

こうした中、当社グループは、財務健全化を第一に捉えつつも、営業基盤の強化として、マネジメント層やサービススタッフの教育・指導を徹底しサービス面の強化に取り組みました。また、グループ全体のマーケティング活動を強化するため新たに資源の投入を行い専属のチームを立ち上げました。そのほか2月には渋谷区に「タコファナティコ 渋谷」をオープンし、4月には渋谷区の「LB8」を「ゼストキャンティーナ 代官山」に、9月には港区白金台の「ステラート」を「カフェ ラ・ボエム ペントハウス」に、それぞれ業態変更いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、95億58百万円（前年同期比0.2%減）となり、当連結会計年度末の総店舗数は46店舗となりました。

また、損益につきましては、営業利益2億24百万円（前年同期比69.1%減）、経常利益2億97百万円（前年同期比72.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益2億22百万円（前年同期比78.7%減）となりました。

## 企業集団の営業形態別の売上高

営業形態区分	売上金額	構成比
ラ・ボエム（イタリア料理）	2,444 <sup>百万円</sup>	25.6%
ゼスト（メキシコアメリカ料理）	323	3.4
モンズーンカフェ（アジア料理）	1,641	17.2
権八（和食）	1,919	20.1
ディナーレストラン（国際折衷料理）	1,651	17.3
フードコロシウム（フードコート）	147	1.5
その他	1,429	14.9
合計	9,558	100.0

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資については、新規出店を中心に総額2億72百万円の投資を実施いたしました。

#### (1) 当連結会計年度中に開設した店舗

設備名	所在地	設備の内容	備考
タコファナティコ 渋谷	東京都渋谷区	店舗	2022年2月開設
ゼストキャンティーナ 代官山	東京都渋谷区	店舗	2022年4月開設
カフェ ラ・ボエム ベントハウス	東京都港区	店舗	2022年9月開設

#### (2) 当連結会計年度中に閉鎖した店舗

設備名	所在地	設備の内容	備考
L B 8	東京都渋谷区	店舗	2022年4月閉鎖
ステラート	東京都港区	店舗	2022年8月閉鎖

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資又は長期社債発行による資金調達は行っておりません。なお、当連結会計年度中の設備資金等及び運転資金等の必要資金は、自己資金及び借入金により賄っております。

#### ④ 対処すべき課題

2022年3月に「まん延防止等重点措置」が終了となり社会経済活動は緩やかに再開し、同年10月には入国規制緩和による訪日外国人の増加、政府・自治体による旅行・外食需要喚起策が実施されたものの、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による資源価格の高騰、為替相場の急激な変動、それらに起因する物価上昇の波は現在も続いております。そのような中、当社グループにおいては次の課題に優先的に取り組んでまいります。

##### (1) 人材の採用・発掘・育成

業績の維持・向上は、優秀な人材をいかに採用・発掘し、次世代リーダーとして育てあげるかにかかっているといても過言ではありません。当社グループではこれらを「人材輩出」と呼び、幹部社員は次世代リーダーを育てることを重要な任務としております。そのためには、企業理念の明確化や、健全な競争環境・待遇・だれもがチャレンジできる立候補制昇格人事といった当社独自の人事システムの構築に加えて、特に外食産業において深刻な問題となっている人手不足等による長時間労働を改善する働き方改革の推進が必要であり、これらを通じて優秀な人材を社内外から発掘・育成することに注力してまいります。

また、店舗毎の独立採算制を採用し、店舗運営を通じて経営を学べる環境や、集合研修・勉強会、海外市場の視察・店舗研修（子会社への出向・出張等）、各種認定試験、料理・サービスコンテストの開催といった従業員の意識・能力向上をサポートする体制づくりにも努めております。

さらには、インバウンドをターゲットとした国内業態や、子会社、フランチャイズ形式による海外展開などを通じて、グローバル人材の採用・育成にも注力してまいります。

##### (2) 徹底したコスト管理

これまで物流システムの再構築や産地との直接契約、地産地消、メニューの集約や合理化など、コストの低減・最適化に努めてまいりましたが、昨今のエネルギー価格高騰や為替変動に伴う調達コストの上昇は避けられず、2023年12月期においてもその傾向は変わらないと見込まれます。そのような中、仕入れに関しては物価や為替相場の動向をこれまで以上に注視し、調達規模の調整やそのタイミングを見計らうなどのきめ細かな対策も講じていくことで、コストの抑制に努めてまいります。

また、全店舗の人件費、光熱費、原材料費といった主要コストを毎月より細かく精査し、日次レポートの全社配信等により店舗単位で日々のコストの見える化を行い、適切な対策が講じられるよう管理体制を強化してまいります。

##### (3) 事業基盤の強化

これまでフルサービスを提供するレストランを主体として展開してまいりましたが、将来の人口減少や高齢化、未婚率や夫婦共働き世帯の増加、昨今の感染症の影響等を考えますと、店舗オペレーションの負荷を軽減するファストフードのようなカジュアルサービスや、顧客の利便性を考えたサービスの展開に加えて、「体験する・感動する」「健康になる」など来店動機を生み出す付加価値の提供が必要であると認識しております。そこで、「デリバリー」「テイクアウト」「ファスト・ファインカジュアル」「エンターテインメント」「ヘルシー（スーパーフード・低糖質・グルテンフリー・ビーガン等）」をテーマとした新業態開発や既存業態の専門店化、機動的な業態変更、メニュー開発による差別化などを推進してまいりました。

この数年、既存業態から派生した新業態を出店したもののコロナ禍で苦戦を強いられており、人事の刷新と教育・サービスの強化によって早急な収益化の確立を図っております。また、投資検討をはじめた宿泊&飲食複合施設については、今後も慎重な検討を重ね、稼げるパッケージとして確立できるよう調査・研究を徹底してまいります。これらの活動を継続し、業態のポートフォリオを最適化していくことによって、環境の変化や競争の激化にも耐える強固な事業基盤の構築を目指してまいります。

#### (4) 財務体質の健全化

あらゆる財政対策を講じてコロナ禍を乗り越え、2021年度、2022年度ともに黒字化を達成して危機的な状態からは脱したものの、外食業界を取り巻く環境は前述のとおり依然として不透明な状況が続くと見込んでおります。厳しい環境下で培った営業体制のさらなる強化に取り組み、次年度以降の利益の確保とコロナ禍で増加した有利子負債の計画的な圧縮を着実に進めてまいります。

安心安全な食材の調達を大前提とし、より高いレベルの料理・サービス・空間の提供にこだわり続けることで、お客様に感動していただき、そして社員も感動するための最高の舞台を提供してまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### ⑤ 財産及び損益の状況の推移

#### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第47期 (2019年12月期)	第48期 (2020年12月期)	第49期 (2021年12月期)	第50期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高 (百万円)	9,610	5,667	9,573	9,558
営業利益又は 営業損失(△) (百万円)	40	△1,175	727	224
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	96	△1,102	1,066	297
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△) (百万円)	△331	△1,509	1,046	222
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△32.40	△147.56	101.25	21.46
総 資 産 (百万円)	6,679	5,934	7,685	7,238
純 資 産 (百万円)	3,540	1,955	3,143	3,603

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第47期 (2019年12月期)	第48期 (2020年12月期)	第49期 (2021年12月期)	第50期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高 (百万円)	9,116	5,240	7,966	7,542
営業利益又は 営業損失(△) (百万円)	150	△1,094	593	137
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	207	△1,018	822	201
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	△221	△2,290	668	126
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△21.62	△223.94	64.73	12.21
総 資 産 (百万円)	7,568	6,082	7,301	6,541
純 資 産 (百万円)	4,474	2,173	2,868	2,994

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

⑥ 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 親会社等との間の取引に関する事項

当社の親会社等は、当社代表取締役社長 長谷川耕造であります。当社は、親会社等との間に資金の借入れ等の取引があります。当該取引に際しては、市場金利等を勘案して当社が不利とならないように条件を決定しております。また当社取締役会はそのような取引条件を把握し、いずれの取引においても金額その他の条件が適正性を満たしているかの確認を取っており、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
グローバルダイニング、インク、オプ カリフォルニア	US \$ 8,800,000	100.0%	レストラン経営による飲食事業

(4) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

⑦ 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループは、「ラ・ボエム」、「ゼスト」、「モンズーンカフェ」、「権八」、「ディナーレストラン」などのレストラン経営による飲食事業を営んでおります。

⑧ 主要な店舗及び事業所（2022年12月31日現在）

株式会社グローバルダイニング

(1) 本社事務所 東京都港区

(2) 店 舗

営業形態区分	店舗数	所在地別			
ラ・ボエム	16	東京都中央区	1店	東京都港区	6店
		東京都渋谷区	1店	東京都世田谷区	2店
		東京都新宿区	1店	東京都目黒区	1店
		神奈川県横浜市	1店	愛知県愛知郡	1店
		愛知県名古屋	2店		
ゼスト	5	東京都港区	1店	東京都目黒区	1店
		東京都渋谷区	2店	愛知県名古屋	1店
モンズーンカフェ	9	東京都港区	2店	東京都目黒区	1店
		東京都渋谷区	2店	千葉県浦安市	1店
		千葉県船橋市	1店	埼玉県さいたま市	1店
		愛知県愛知郡	1店		
権八	7	東京都渋谷区	2店	東京都港区	2店
		東京都世田谷区	1店	東京都台東区	1店
		神奈川県横浜市	1店		
ディナーレストラン	4	東京都渋谷区	4店		
フードコロシウム	1	栃木県那須塩原市	1店		
その他	2	東京都港区	1店	東京都文京区	1店
合計	44	—			

グローバルダイニング， インク． オブ カリフォルニア

(米国子会社)

(1) 本社事務所 米国カリフォルニア州

(2) 店 舗

営業形態区分	店舗数	所在地別	
ディナーレストラン	1	米国カリフォルニア州	1店
その他	1	米国カリフォルニア州	1店
合計	2	—	

⑨ 従業員の状況（2022年12月31日現在）

(1) 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 193	名 7 (減)	歳 35.0	年 6.1

(注) 従業員に臨時従業員は含まれておりません。なお、臨時従業員の2022年12月における平均雇用人員は664名（8時間×20日を1名として換算）であります。

(2) 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 178	名 7 (減)	歳 34.9	年 6.3

(注) 従業員に臨時従業員は含まれておりません。なお、臨時従業員の2022年12月における平均雇用人員は576名（8時間×20日を1名として換算）であります。

⑩ 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	786,658千円
株式会社日本政策金融公庫	366,790千円
株式会社商工組合中央金庫	183,170千円
株式会社静岡銀行	110,120千円
株式会社三井住友銀行	70,420千円
株式会社みずほ銀行	6,400千円
長谷川耕造	247,240千円

## II 会社の株式に関する事項

### 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 16,896,000株  
② 発行済株式の総数 10,370,300株  
(自己株式711株を含む)  
③ 期末株主数 3,854名  
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
長谷川 耕造	6,293	60.69
株式会社スペースラボ	792	7.64
ハセガワインターナショナルトレードカンパニー	626	6.04
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	272	2.63
株式会社古館篤臣総合事務所	115	1.11
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	112	1.08
小林 庸 磨	63	0.61
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	52	0.50
長坂 賢 介	40	0.39
柴田 博 行	26	0.25

(注) 1. 持株比率は、自己株式711株を控除して算出しております。

2. 株式会社スペースラボの所有株式数には、日本証券金融株式会社との株式の消費貸借契約に基づく貸株36,600株を含めて表記しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

#### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	1株当たり 行使価額	行使期限	新株予約権 の 数	目的となる株式 の種類及び数	発行 価額	保有 者数
第16回新株予約権	362円	2017年12月16日から 2025年11月23日まで	50個	普通 株式 5,000株	無償	2名
第18回新株予約権	157円	2022年5月16日から 2030年3月27日まで	1,100個	普通 株式 110,000株	無償	2名
第19回新株予約権	335円	2023年5月18日から 2031年3月26日まで	1,800個	普通 株式 180,000株	無償	2名

- (注) 1. 当事業年度末日時点における状況を記載しております。  
2. 取締役就任する以前に付与された新株予約権の個数も含めております。  
3. 社外取締役及び監査等委員である取締役が保有する新株予約権等はありません。  
4. 第16回については、新株予約権の行使の条件として、権利行使時においても当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する条件が付されております。  
5. 第18回及び第19回については、新株予約権の行使の条件として、権利行使時においても割当日時点における地位と同等の地位であること、また、新株予約権者又はその相続人は、以下の区分に従って割り当てられた権利の一部または全部を行使することができるという行使の条件が付されております。  
(1) 割当日の翌日から2年を経過した日以降 割当個数の4分の1まで  
(2) 割当日の翌日から4年を経過した日以降 割当個数の2分の1まで  
(3) 割当日の翌日から6年を経過した日以降 割当個数の4分の3まで  
(4) 割当日の翌日から8年を経過した日以降 割当個数の全部

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### IV 会社役員に関する事項

##### ① 取締役の状況（2022年12月31日現在）

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 耕 造	グローバルダイニング、インク、オブカリフォルニア 取締役
取締役副社長	小 林 庸 麿	
取締役最高財務責任者	中 尾 慎太郎	
取締役最高マーケティング責任者	トゥードル・ルチアン・シルビウ	グローバルダイニング、インク、オブカリフォルニア 最高経営責任者
取締役（監査等委員）	藤 本 三 郎	株式会社湘南グリーンサービス顧問
取締役（監査等委員）	大 島 明 子 (旧姓：岡本 明子)	松田綜合法律事務所パートナー弁護士
取締役（監査等委員）	川 井 隆 史	川井公認会計士事務所代表 ハンズオン・CF0・パートナーズ株式会社 代表取締役社長 ナノキャリア株式会社 取締役（監査等委員・社外）

- (注) 1. 取締役大島明子及び川井隆史の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 当社は、藤本三郎氏を監査等委員会委員長に選任し、同委員長が社内の主要会議に出席して社内情報を収集、他の監査等委員に情報伝達しております。また、監査等委員会が必要に応じて監査を補佐する担当者を任命・指揮命令して監査を行う体制としており、監査等委員会の監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定していません。  
 3. 監査等委員である川井隆史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 取締役大島明子及び川井隆史の両氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。  
 5. 取締役・監査等委員である澤健介氏は、任期満了により2022年3月26日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

##### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も引き続き適切な人材を確保できるようにするため、非業務執行取締役（監査等委員である取締役三氏）との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

##### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は全取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 報酬等の決定方針に関する事項

当社は、2021年1月29日開催の取締役会において、当社取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等について協議し、2021年2月12日開催の取締役会において、上記方針について決議しています。

イ. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

i 基本方針

- 取締役の報酬等の内容の決定においては、当社グループのガバナンス強化と中長期的な企業価値の向上を目的とし、企業理念や経営戦略と連動した持続的な成長を後押しする報酬制度の実現を目指すものとする。
- 報酬水準は、外部機関から公表された報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、適切な報酬水準を設定する。

ii 報酬体系

報酬等の種類		取締役 (監査等委員を除く)	取締役 監査等委員
固定	例月報酬(金銭)	支給	支給
	通常型ストック・オプション (非金銭)	支給 ※原則就任(新任)時に付与	—

取締役(監査等委員を除く)の報酬等

株主総会で承認された報酬枠の範囲内において、代表取締役社長が報酬案を作成し、取締役会での数回に渡る審議の上、3分の2以上の賛成をもって決定しております。「例月報酬」は同業他社等の動向を参考に、職位、就任年数、職責、経営に対する貢献度等を総合的に勘案して算定しており、「通常型ストック・オプション」は当社の経営環境や「例月報酬」の水準を勘案し、インセンティブ報酬として機能するよう、原則、取締役就任(新任)時に10万株(各役員毎)を付与する方針としております。なお、取締役就任以前に大量かつ有利な条件のストック・オプションを付与されている場合には、付与株数の調整や行使期間の終了時期などを勘案して付与の時期を決定することとしております。「例月報酬」と「通常型ストック・オプション」との構成比率については、同等程度(大きく乖離しない)となるよう見直すものとしております。

監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬等につきましては、業務執行から独立した立場であることから、インセンティブ報酬は相応しくないため、固定報酬(例月金銭)のみとし、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、上記基本方針及び各委員の貢献度等を勘案して監査等委員である取締役の協議を経て決定しております。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会決議時に関する事項

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日につきましては、2016年3月26日開催の第43期定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)の報酬額を年額1億円以内(うち社外取締役360万円以内)、監査等委員である取締役の報酬額を年額8百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は3名(社外取締役選任なし)、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

ハ、当事業年度に係る取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員を除く）各個人別の報酬等については、内容を決定するにあたり、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うのに最も適した代表取締役社長が報酬案を作成し、取締役会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行い、3分の2以上の賛成をもって決定されていることから、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		固定報酬 (金銭)	ストック・オプション (非金銭)	
取 締 役 ※監査等委員を除く (うち社外取締役)	64,356千円 ( ー 千円)	58,410千円 ( ー 千円)	5,946千円 ( ー 千円)	4名 ( ー 名)
監査等委員である 取 締 役 (うち社外取締役)	6,969千円 ( 3,600千円)	6,969千円 ( 3,600千円)	ー 千円 ( ー 千円)	4名 ( 3名)

- (注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与・使用人分賞与は含まれておりません。  
2. 上記ストック・オプション支給額は当期中に費用計上した金額であります。

⑤ 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

氏名	兼職先	当該他の法人等との関係
監査等委員 大島 明子 (旧姓：岡本 明子)	松田綜合法律事務所	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
監査等委員 川井 隆史	川井公認会計士事務所 ハンズオン・CFO・パートナーズ株式会社 ナノキャリア株式会社	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

氏名	取締役会		監査等委員会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査等委員 大島 明子 (旧姓：岡本 明子)	7回中7回	100%	13回中13回	100%
監査等委員 川井 隆史	5回中5回	100%	9回中8回	89%

(注) 川井隆史氏の就任時期は2022年3月26日であり、就任時期から当事業年度中に開催された取締役会5回全てに、監査等委員会8回に出席しております。

ロ. 主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

監査等委員 大島 明子 (旧姓：岡本 明子)	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会全てに出席し、当社と関係しない独立した立場で議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、弁護士としての専門的見地からリスクの指摘等の発言や助言を行っております。
監査等委員 川井 隆史	2022年3月就任後の当事業年度に開催された取締役会全て及び監査等委員会9回中8回に出席し、当社と関係しない独立した立場で議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、他社での社外役員の経験、及び公認会計士としての会計・財務の専門的見地からリスクの指摘等の発言や助言を行っております。

## V 会計監査人の状況

### ① 名称

明星監査法人

(注) 2022年3月26日開催の第49期定時株主総会において、新たに明星監査法人が選任されたことに伴い当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は退任いたしました。

### ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記報酬以外に前任監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対して、引継ぎ業務に係る報酬として、1,080千円を支払っております。

### ③ 非監査業務の内容

当社はEY新日本有限責任監査法人に対して、監査法人の交代による引継ぎ業務を委託いたしました。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である明星監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

### ⑥ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## VI 業務の適正を確保する体制

当社は、取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「企業理念」及び「コンプライアンス規程」を定めております。

また、その徹底を図るために、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、各部門と連携し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙・教育を実施するよう努めております。さらに、コンプライアンス上疑義ある行為について、当社及び子会社の取締役及び全ての従業員が、社内の通報窓口へ通報できる制度を整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うものとしします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で、定められた期間、保存・管理するものとしします。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおける組織横断的なリスクについては、当社の代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、当社及び当社グループに適用される「全社リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築し、内部監査室等の指摘等を勘案し、適宜改善をしていくものとしします。

不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとしします。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は3ヵ月に1回以上開催され、全社リーダー会議を原則月2回定期的に開催するほか、適宜臨時に開催するものとしております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。

年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定しており、監査等委員以外の取締役、監査等委員会委員長及び各部門長により構成された全社リーダー会議において、定期的に各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとしします。

また当社は、子会社について、関係会社管理規程に基づき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督します。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社グループの企業理念をグループ全体で遵守し、適宜に教育啓蒙活動をするものとします。子会社は重要事項決定にあたり、その決定の客観的公正性を担保する目的から、当社取締役会に付議の上、決定するものとします。

当社の内部監査室等は、当社グループ会社を横断的に、内部統制システムの整備を推進し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保し、その結果を定期的に取り締役会、監査等委員会及び全社リーダー会議に報告するものとします。

内部監査室及び監査等委員会は、会計監査人と連携し、当社グループ全体の経営の監視、監査を実効的かつ適切に行うものとしております。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、これに応じるものとします。監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、当社の監査等委員以外の取締役及び使用人は監査環境の整備に協力するものとします。

⑦ 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の独立性を確保するため、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人の人事及びその変更については、監査等委員会の同意を要するものとします。使用人は、監査等委員会の業務を補助するにあたって、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとします。

⑧ 監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の監査等委員以外の取締役及び使用人は、当社又は当社グループの業務又は業績に与える重要な事項を発見した場合は、遅滞なく当社の監査等委員会に報告するものとします。

前記に関わらず、当社の監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の監査等委員以外の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。

当社の監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室との情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとしております。

また、当社グループは、監査等委員会への報告を行った当社グループの監査等委員以外の取締役及び使用人に対し、人事その他の一切の点に関して不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底するものとします。

⑨ 監査等委員会の職務の執行にて生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の方針、並びに、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)各監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた年間計画に従って監査等委員以外の取締役の職務執行の監査を行うものとします。

2)監査等委員会委員長は、全社リーダー会議その他重要会議に出席するものとします。

3)監査等委員会、内部監査部門及び会計監査人の間で、定期的な会合を行うなどの密接な連携をとるものとします。

4)監査等委員会は、会合、業務執行状況についてのヒアリング等により、監査等委員以外の取締役、主要部門長との意思疎通を図るものとします。

5)監査等委員以外の取締役は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、監査等委員会と子会社の取締役等との意思疎通、情報収集・交換が適切に行えるよう協力するものとします。

6)監査等委員会は、監査等委員会の職務の遂行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を当社に請求することができ、当社は、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当企業集団は、財務報告の信頼性を確保するため、適切な内部統制システムを構築し、その運用を行うとともに、必要な是正を実施します。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力を排除していくことは企業としての責務であり、業務の適正性を確保するために必要であることを全ての取締役及び使用人が深く認識し、不当要求防止責任者を設置し、所管警察・弁護士と緊密な連携をとり、反社会的勢力の要求に対しては断固たる姿勢をもって取り組む体制をとっております。

## Ⅶ 業務の適正を確保する体制の運用状況

運用状況の概要は次のとおりであります。

① 当社取締役及び子会社の取締役並びに使用人に対し、コンプライアンス意識の徹底を図るべく、社内規程の定期的整備を行い、その内容を社内イントラネットにて周知しております。

また、取締役、監査等委員長、各部門のリーダー、及び全店舗の店長・チーフが出席する店長・チーフ会議を通じ、使用人に対してコンプライアンスに関する教育を実施し、法令及び定款を遵守するための取り組みと、内部通報制度についても使用人に対する周知を継続的に行っております。

② 取締役会を3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、当社及び子会社の法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等、経営に関する重要事項を決定しております。また、取締役会には業務執行を行わない取締役である監査等委員が出席しており、月次業績報告を受けた上で、経営業績の分析・対策・評価を検討することにより、職務執行における監督及び法令・定款等への適合性を確保しております。

③ 全社リーダー会議は、原則月2回定期開催し、そのメンバーは取締役、監査等委員長、各部門長で構成されており、職務執行に関して速やかな軌道修正を可能にしております。また、全社リーダー会議後、この機関構造を基本とした上で、経営上の意思決定の透明性を確保することを目的として、民主主義のシステムを取り入れ全店舗参加の店長会議が業務執行における意思決定機関として機能しております。監査等委員長は重要会議に出席し会議の監督を行っており、その内容を監査等委員会へ情報共有しております。また、全ての会議は議事録を作成し「文書管理規程」に基づき適正に保管管理を行っております。

④ 監査等委員会は、年間12回定例開催するほか、必要に応じ臨時監査等委員会を開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について会計監査人より四半期毎に監査の報告を受け監査の方法の検討を行いました。また、事務局を設置し監査等委員会の職務を補助する体制をつくり、監査等委員会からの質問、情報提供依頼等に対応できる体制と、会計監査人及び内部監査室と意思疎通・連絡・報告を密接に行える体制を確保しております。

⑤ 組織横断的なリスクについては、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、総務管理グループが事務局となり迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制と適切な対応を図るべく、組織体制整備の充実に取り組んでおります。

⑥ 反社会的勢力の要求に対しては断固たる姿勢を持って取り組む体制に取り組んでいるほか、契約書等での反社会的勢力排除条項の記載と不当要求防止責任者を配置しており、所轄警察署及び顧問弁護士と緊密な連携を取っております。

## VIII 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループでは、会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## IX 剰余金の配当等の決定に関する方針

### ① 剰余金の配当等に関する中長期的な方針

当社は、株主の皆様への利益還元が重要な経営施策の一つであるとの認識の下、企業価値及び株主価値の持続的な向上を目指し、収益基盤の強化と財務体質の健全化の両立を図りつつ、成長投資と株主資本の充実とのバランスを考慮しながら、業績に裏付けられた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、新規出店の設備投資及びシステム整備など、企業価値向上に資するさまざまな投資に活用することで、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存であります。

### ② 当期の配当等の決定の理由

当期期末配当金につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益 2 億 22 百万円を計上したものの、エネルギー価格の高騰、為替相場の変動、それらに起因する物価上昇など、原材料の調達コストや光熱費等の店舗運営コストが重くのしかかる厳しい事業環境が今後も見込まれることに加えて、コロナ禍での多額の借入金等の返済がありますことを鑑み、財務体質の健全性を図ることを重要課題と位置付け、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきました。

---

(注) 本事業報告中の記載金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,840,986</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,777,290</b>
現金及び預金	1,108,063	買掛金	296,383
売掛金	384,460	1年内返済予定の長期借入金	593,776
商品及び製品	10,930	リース債務	22,530
原材料及び貯蔵品	169,639	未払金	94,480
前払費用	139,080	未払費用	507,712
その他	28,812	未払法人税等	13,110
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,397,955</b>	未払消費税等	43,232
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,215,292</b>	前受金	27,468
建物及び構築物	1,124,170	預り金	160,134
車両運搬具	1,780	前受収益	10,486
工具、器具及び備品	203,011	資産除去債務	7,974
土地	2,785,674	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,858,577</b>
リース資産	9,674	長期借入金	1,177,022
建設仮勘定	90,980	リース債務	64,655
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,230</b>	退職給付に係る負債	46,536
ソフトウェア	1,230	資産除去債務	570,363
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,181,433</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,635,868</b>
投資有価証券	23,721	<b>純 資 産 の 部</b>	
長期前払費用	17,008	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,455,457</b>
繰延税金資産	72,764	資本金	43,140
差入保証金	1,067,938	資本剰余金	2,143,098
		利益剰余金	1,269,570
		自己株式	△351
		その他の包括利益累計額	130,485
		その他有価証券評価差額金	9,167
		為替換算調整勘定	121,318
		新株予約権	17,130
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,603,074</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,238,942</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>7,238,942</b>

## 連結損益計算書

(自 2022年1月1日  
至 2022年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		9,558,077
売 上 原 価		8,361,318
売 上 総 利 益		1,196,759
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		972,038
営 業 利 益		224,720
営 業 外 収 益		
協 力 金 収 入	83,037	
そ の 他	43,129	126,166
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,158	
為 替 差 損	23,711	
そ の 他	8,250	53,121
経 常 利 益		297,765
特 別 損 失		
減 損 損 失	166,403	
店 舗 閉 鎖 損 失	3,531	169,935
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		127,829
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,558	
法 人 税 等 調 整 額	△108,192	△94,634
当 期 純 利 益		222,464
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		222,464

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日  
至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	42,010	2,141,968	1,059,690	△333	3,243,336
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△12,584	—	△12,584
会計方針の変更を反映した当期首残高	42,010	2,141,968	1,047,106	△333	3,230,751
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,130	1,130	—	—	2,260
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	222,464	—	222,464
自己株式の取得	—	—	—	△17	△17
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	1,130	1,130	222,464	△17	224,706
当期末残高	43,140	2,143,098	1,269,570	△351	3,455,457

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	4,963	△116,086	△111,123	11,063	3,143,276
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	△12,584
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,963	△116,086	△111,123	11,063	3,130,692
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	—	—	—	2,260
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	222,464
自己株式の取得	—	—	—	—	△17
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,204	237,404	241,608	6,066	247,675
当期変動額合計	4,204	237,404	241,608	6,066	472,382
当期末残高	9,167	121,318	130,485	17,130	3,603,074

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

グローバルダイニング, インク. オブ カリフォルニア (米国)

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

(a) 市場価格のない 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理  
株式等以外のもの し、売却原価は移動平均法により算定) によって  
おります。

(b) 市場価格のない 移動平均法による原価法によっております。  
株式等

②デリバティブ

時価法によっております。

③棚卸資産

(a) 商品及び製品 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切  
下げの方法) によっております。

(b) 原材料 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切  
下げの方法) によっております。

(c) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿  
価切下げの方法) によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

定期借地権契約による借地上の建物及び構築物については、定期借地権の残存期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

また、在外連結子会社は、主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～41年

工具、器具及び備品 3～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

②店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、将来発生すると見込まれる損失額がないため、店舗閉鎖損失引当金は計上しておりません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

①飲食店運営によるサービスの提供に係る収益認識

当社グループは、主としてレストラン等の飲食店運営によるサービスの提供を行っております。サービスの提供による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であり、顧客への料理を提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

②フランチャイズ契約に係る収益認識

当社グループは、海外における店舗フランチャイズ加入希望者とフランチャイズ契約を交わしております。加盟金については、当該対価を契約内容に基づいて一定期間にわたり均等に収益を認識し、ロイヤリティ収入については、フランチャイズ加盟者の売上等を算定基礎とし、その発生時点に基づいて収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

(a)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(b)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段           金利スワップ

ヘッジ対象           借入金

なお、当連結会計年度末においては、残高はありません。

(c)ヘッジ方針

借入金の利息相当額の範囲内で市場金利変動リスクを回避する目的で行っております。

(d)ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、連結子会社には退職金制度はありません。

## 会計方針の変更に関する注記

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、フランチャイズ契約による加盟金については、従来は一時点で収益を認識しておりましたが、契約期間にわたって認識する方法に変更しておりません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、利益剰余金の当期首残高は12,584千円減少しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 固定資産の減損

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,215,292千円
減損損失	166,403千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として各店舗を基本単位としてグルーピングしており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、各店舗の事業計画の基礎となる売上高成長率であります。また、新型コロナウイルス感染症の影響については、概ね正常化しているとの仮定を見込んでおります。

これらの見積りにおいて用いた主要な仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	72,764千円
--------	----------

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

繰延税金資産の計上額については、每期見直しを行っております。一時差異等加減算前課税所得の見込みについては、過去の売上高や営業利益の実績、並びに合理的と考えられる翌期以降の計画等に基づき見積もっておりますが、計画に用いている仮定及びそれに基づく見積りは今後の市場動向等により繰延税金資産及び法人税等調整額の計上額に大きく影響を与える可能性があります。

## 会計上の見積りの変更に関する注記

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店に伴う新たな情報の入手に基づき、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に1,828千円加算しております。

なお、この変更に伴って計上した有形固定資産については、全額減損損失として処理をしており、当該見積りの変更の結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は1,828千円減少しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	429,498千円
土地	1,912,340千円
計	2,341,839千円

#### (2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	399,072千円
長期借入金	414,510千円
計	813,582千円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,468,850千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	10,370,300株
------	-------------

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

### 3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	46,500株
------	---------

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金での運用に限定し、また、資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は、将来の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当連結会計年度において、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金や差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であり、未払費用及び預り金はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、一部変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。未払消費税等は、決算日から2か月以内に納付する予定となっております。未払法人税等は、決算日から3か月以内に納付する予定となっております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当社グループは、営業債権について、担当部署において信用調査を行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

##### ②市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の実行、管理につきましては、取引及び取引限度額の設定等を、財務経理グループが取締役会において承認を得て行っており、取引結果については定例取締役会に報告を行うことになっております。

##### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、財務経理グループが預金残高の管理を行い、また、適時に資金繰計画を作成・更新することで、充分な手許流動性を確保しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変

動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注)をご参照ください)。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	17,086	17,086	—
差入保証金	1,067,938	958,344	△109,594
資産計	1,085,024	975,430	△109,594
長期借入金(※)	1,770,798	1,736,700	△34,097
リース債務(※)	87,185	86,993	△192
負債計	1,857,983	1,823,693	△34,289

(※)長期借入金、リース債務には1年内の期限到来分を含めて記載しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
出資金	6,635

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルの内、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	17,086	—	—	17,086
資産計	17,086	—	—	17,086

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	958,344	—	958,344
資産計	—	958,344	—	958,344
長期借入金	—	1,736,700	—	1,736,700
リース債務	—	86,993	—	86,993
負債計	—	1,823,693	—	1,823,693

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル1の時価に分類しております。

## 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、契約期間及び契約更新等を勘案し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金、リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報  
当社グループは、飲食事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性は乏しいため、記載を省略しております。
2. 収益を理解するための基礎となる情報  
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
  - (1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
契約負債	28,742	26,379

契約負債は、主に顧客からの前受金及びフランチャイズ加盟契約に基づく加盟金収入の契約期間未経過分であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度中に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は13,445千円であります。

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については記載を省略しております。

(単位：千円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
1,581	1,260	1,260	1,260	1,260	4,061	10,682

## 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 345円81銭
2. 1株当たり当期純利益 21円46銭

## 重要な後発事象に関する注記

当社は、2023年1月25日付で、三田労働基準監督署から労働基準法第37条に規定する時間外、深夜及び休日の労働における支払の是正勧告及び指導を受けました。東京都港区の一部店舗の店長及び料理責任者について、管理監督者には該当しないという判断が下されたものです。この是正勧告及び指導に従った是正措置について、2023年3月10日までに当該労働基準監督署に報告することにしております。

当該事項について、是正勧告を受けた従業員に対する未払残業代金については当連結会計年度の費用として計上しておりますが、それ以外の店舗についても自主的に現在社内で勤務実態の調査を進めております。当該事項が当社グループの財政状態及び経営成績に及ぼす影響額は未確定であります。

## 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,433,556</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,687,647</b>
現金及び預金	812,048	買掛金	286,193
売掛金	354,027	1年内返済予定の長期借入金	593,776
商品及び製品	10,930	リース債務	22,530
原材料及び貯蔵品	144,116	未払金	94,480
前払費用	100,199	関係会社未払金	2,092
その他の	12,234	未払費用	450,858
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,107,569</b>	未払法人税等	13,110
<b>有形固定資産</b>	<b>2,770,686</b>	未払消費税等	25,560
建物	754,234	前受金	20,449
構築物	1,810	預り金	160,134
車両運搬具	1,780	前受収益	10,486
工具、器具及び備品	73,160	資産除去債務	7,974
土地	1,912,490	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,858,577</b>
リース資産	9,674	長期借入金	1,177,022
建設仮勘定	17,535	リース債務	64,655
<b>無形固定資産</b>	<b>1,230</b>	退職給付引当金	46,536
ソフトウェア	1,230	資産除去債務	570,363
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,335,652</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,546,225</b>
投資有価証券	23,721	<b>純 資 産 の 部</b>	
関係会社株式	1,184,344	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,968,603</b>
長期前払費用	16,741	資本金	43,140
繰延税金資産	72,764	資本剰余金	2,143,098
差入保証金	1,038,080	資本準備金	43,140
		その他資本剰余金	2,099,957
		利益剰余金	782,715
		その他利益剰余金	782,715
		繰越利益剰余金	782,715
		自己株式	△351
		評価・換算差額等	9,167
		その他有価証券評価差額金	9,167
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>17,130</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,994,901</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,541,126</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>6,541,126</b>

# 損 益 計 算 書

(自 2022年1月1日  
至 2022年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,542,225
売 上 原 価		6,665,912
売 上 総 利 益		876,312
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		739,191
営 業 利 益		137,121
営 業 外 収 益		
協 力 金 収 入	83,037	
そ の 他	31,553	114,590
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,158	
為 替 差 損	23,711	
固 定 資 産 除 却 損	273	
延 滞 金	5,115	50,259
経 常 利 益		201,452
特 別 損 失		
減 損 損 失	166,403	
店 舗 閉 鎖 損 失	3,531	169,935
税 引 前 当 期 純 利 益		31,516
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,110	
法 人 税 等 調 整 額	△108,192	△95,081
当 期 純 利 益		126,598

## 株主資本等変動計算書

（自 2022年1月1日  
至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	42,010	42,010	2,099,957	2,141,968	668,702	668,702
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	△12,584	△12,584
会計方針の変更を反映した当期首残高	42,010	42,010	2,099,957	2,141,968	656,117	656,117
当期変動額						
新株の発行 （新株予約権の行使）	1,130	1,130	—	1,130	—	—
当期純利益	—	—	—	—	126,598	126,598
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	1,130	1,130	—	1,130	126,598	126,598
当期末残高	43,140	43,140	2,099,957	2,143,098	782,715	782,715

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△333	2,852,347	4,963	4,963	11,063	2,868,374
会計方針の変更による累積的影響額	—	△12,584	—	—	—	△12,584
会計方針の変更を反映した当期首残高	△333	2,839,762	4,963	4,963	11,063	2,855,789
当期変動額						
新株の発行 （新株予約権の行使）	—	2,260	—	—	—	2,260
当期純利益	—	126,598	—	—	—	126,598
自己株式の取得	△17	△17	—	—	—	△17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	4,204	4,204	6,066	10,271
当期変動額合計	△17	128,840	4,204	4,204	6,066	139,111
当期末残高	△351	2,968,603	9,167	9,167	17,130	2,994,901

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

- ①子会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ②その他有価証券
  - (a)市場価格のない 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理  
株式等以外のもの し、売却原価は移動平均法により算定) によって  
おります。
  - (b)市場価格のない 移動平均法による原価法によっております。  
株式等

##### (2) デリバティブ

時価法によっております。

##### (3) 棚卸資産

- ①商品及び製品 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切  
下げの方法)によっております。
- ②原材料 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切  
下げの方法)によっております。
- ③貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿  
価切下げの方法)によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得の建物(建物付属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得の建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

定期借地権契約による借地上の建物・構築物については、定期借地権の残存期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	10～41年
構 築 物	20年
工具、器具及び備品	3～20年

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 長期前払費用  
均等償却によっております。
- 3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
なお、当事業年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、貸倒引当金は計上しておりません。
  - (2) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
  - (3) 店舗閉鎖損失引当金  
店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。  
なお、当事業年度末においては、将来発生すると見込まれる損失額がないため、店舗閉鎖損失引当金は計上しておりません。
- 4. 収益及び費用の計上基準
  - (1) 飲食店運営によるサービスの提供に係る収益認識  
当社は、主としてレストラン等の飲食店運営によるサービスの提供を行っております。サービスの提供による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であり、顧客への料理を提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。
  - (2) フランチャイズ契約に係る収益認識  
当社は、海外における店舗フランチャイズ加入希望者とフランチャイズ契約を交わしております。加盟金については、当該対価を契約内容に基づいて一定期間にわたり均等に収益を認識し、ロイヤリティ収入については、フランチャイズ加盟者の売上等を算定基礎とし、その発生時点に基づいて収益を認識しております。
- 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - ヘッジ会計の方法
    - ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段          金利スワップ

ヘッジ対象          借入金

なお、当事業年度末においては、残高はありません。

③ヘッジ方針

借入金の利息相当額の範囲内で市場金利変動リスクを回避する目的で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

## 会計方針の変更に関する注記

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、フランチャイズ契約による加盟金については、従来は一時点で収益を認識しておりましたが、契約期間にわたって認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、繰越利益剰余金の当期首残高は12,584千円減少しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損
  - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
有形固定資産 2,770,686千円  
減損損失 166,403千円
  - (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
連結注記表「会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。
2. 繰延税金資産の回収可能性
  - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
繰延税金資産 72,764千円
  - (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
連結注記表「会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

## 会計上の見積りの変更に関する注記

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店に伴う新たな情報の入手に基づき、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に1,828千円加算しております。

なお、この変更に伴って計上した有形固定資産については、全額減損損失として処理をしており、当該見積りの変更の結果、当事業年度の税引前当期純利益は1,828千円減少しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - (1) 担保に供している資産

建	物	429,498千円
土	地	1,912,340千円
計		2,341,839千円
  - (2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	399,072千円
長期借入金	414,510千円
計	813,582千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,270,965千円
3. 取締役に対する金銭債権及び金銭債務  
金銭債務 247,240千円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

934千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

711株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業所税	4,955千円
未払賞与	8,615千円
退職給付引当金	16,097千円
店舗閉鎖損失引当金	1,221千円
減損損失	174,173千円
関係会社株式評価損	645,830千円
減価償却超過額	3,428千円
資産除去債務	200,046千円
税務上の繰越欠損金	520,241千円
その他	19,984千円

繰延税金資産小計 1,594,595千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額  $\Delta$ 490,305千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額  $\Delta$ 978,340千円

評価性引当額小計  $\Delta$ 1,468,646千円

繰延税金資産合計 125,949千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金  $\Delta$ 4,623千円

資産除去費用  $\Delta$ 48,561千円

繰延税金負債合計  $\Delta$ 53,184千円

繰延税金資産（負債）の純額 72,764千円

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	グローバルディング、インク、オブカリフォルニア	所有 直接100%	役員の兼任	資本剰余金からの配当の受取 (注)	68,865千円	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資本剰余金からの配当の受取は、当社における資金需要に対応することを目的とした資金の払戻によるものです。

### 2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員 主要株主	長谷川 耕造	被所有 直接60.8%	当社代表 取締役	資金の借入 (注)	—	長期借入金	247,240千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

なお、期末残高には為替差損益が含まれております。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 287円16銭
- 1株当たり当期純利益 12円21銭

### 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

株式会社グローバルダイニング

取締役会 御中

明星監査法人

東京都目黒区

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 木 本 恵 輔

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 大 内 純

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローバルダイニングの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルダイニング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

株式会社グローバルダイニング

取締役会 御中

明星監査法人

東京都目黒区

指 定 社 員 公認会計士 木 本 恵 輔  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大 内 純  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローバルダイニングの2022年1月1日から2022年12月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監査報告書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実行しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人明星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月24日

### 株式会社グローバルダイニング 監査等委員会

監査等委員長 藤 本 三 郎 ㊞

監 査 等 委 員 大 島 明 子 ㊞  
(岡 本 明 子)

監 査 等 委 員 川 井 隆 史 ㊞

(注) 監査等委員 大島明子（岡本明子）氏及び川井隆史氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

タブローズ (TABLEAUX) ※当社店舗

東京都渋谷区猿樂町11-6 サンローゼ代官山 B 1

問い合わせ先 (IR直通) 050-5444-9868



【会場最寄駅】東急東横線（各駅停車） 代官山駅より徒歩5分

代官山駅北口改札を出て左側に伸びている歩道橋を渡り、代官山アドレスを抜けて八幡通りに出ます。左手方面にある信号を渡って右へ60m程進むと会場入り口がございます。

※待合室・駐車場・駐輪場のご用意はいたしておりません。誠に恐れ入りますが、株主様でないお連れ様を伴ってのご来場や、お車・バイク・自転車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。